

# 公正なグローバル化のための社会正義 に関するILO宣言

第97回ILO総会により採択  
2008年6月10日、ジュネーブ

ISBN 978-92-2-821617-2 (印刷版)

ISBN 978-92-2-821618-9 (ウェブ版)

---

2009年 初版

---

ILO刊行物中の呼称は国際連合の慣行によるものであり、文中の紹介は、いかなる国、地域、領域、その当局者の法的状態、またはその境界の決定に関するILOのいかなる見解をも示すものではない。

企業名、商品名及び製造過程への言及はILOの支持を意味するものではなく、また、企業、商品または製造過程への言及がなされていないことはILOの不支持を表すものではない。

\*\*\*

ILO刊行物は、主要な書店、ILO駐日事務所、スイスにあるILO事務局本部の出版局で販売しています。最新刊行物のカタログは無料で配布している他、ウェブサイト <http://www.ilo.org/publns>でもご覧になれます。

ご注文は電子メール [ilo-tokyo@ilotokyo.jp](mailto:ilo-tokyo@ilotokyo.jp)でも受け付けています。

---

Printed in Japan

## 序文

国際労働機関は、2008年6月10日、全会一致で「公正なグローバル化のための社会正義に関するILO宣言」を採択した。これは、1919年のILO憲章以来、ILOが採択した3つ目の重要な原則・政策文書であり、1944年のフィラデルフィア宣言及び1998年の「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言とそのフォローアップ」に立脚している。2008年宣言は、グローバル化時代におけるILOの使命について、現代的なビジョンを示している。

この画期的な宣言は、ILOの価値を力強く再確認するものである。それは、グローバル化の社会的側面に関する世界委員会報告書を受けて始まった三者協議の成果である。この文書を採択することにより、182加盟国の政府、労働者・使用者団体の代表は、グローバル化の状況下で進歩と社会正義を達成するため、三者構成主義の国際労働機関が果たすべき重要な役割を強調している。加盟国の政労使代表は、ディーセント・ワークの実現に向けた取組みを通して、これらの目標を前進させるILOの能力強化に努める。宣言は、1999年以来ILOが発展させてきたディーセント・ワークの概念を制度化し、憲章上の目的に到達すべく、これを国際労働機関の政策の中核に据えている。

宣言は、すべての人により多くの公正な成果を達成する上で、グローバル化の社会的側面を強化する必要性に関する幅広い合意を反映し、政治的にきわめて重要な時期に成立した。それは、ディーセント・ワークに基づく公正なグローバル化を促進するための羅針盤であると共に、各国でディーセント・ワークの実現に向けた取組みの進展を加速させる実践的なツールでもある。また、すべての人に雇用と所得の機会を創出する上で、持続可能な企業の重要性を強調することにより、生産的な見通しも示している。

ILOの取組みは、きわめて高い政治・地域・グローバルなレベルから、広範かつ国際的な支持を得て、2005年の国連世界サミットで

頂点に達した。そこで、各国政府首脳は、「われわれは公正なグローバル化を強く支持し、女性と若者を含むすべての人に対する完全かつ生産的な雇用及びディーセント・ワークという目標を、国家開発戦略と同様、関連する国内的・国際的政策の主たる目的とすることを決意する」と述べた。この声明はまた、1995年の世界社会開発サミットにおける合意を経て作られたものである。

宣言は、ディーセント・ワークの実現に向けた取組みの普遍性を表している。すなわち、すべてのILO加盟国は、雇用、社会的保護、社会対話、労働における権利という戦略目標に基づく政策を追求しなければならない。同時に、これらの目標の達成に役立つ手段としての国際労働基準の役割を確保し、戦略目標が「不可分で、相互に関連し、支え合うもの」であることを認識することにより、宣言は総合的かつ統合的なアプローチを強調している。

宣言は、各国のニーズと状況に応じて、ILOが加盟国の取組みを支援するよう求めている。その意味で、宣言は、ILO総会、理事会、ILO事務局に対する課題を提示し、「国際労働機関は、その人的及び財政的資源、並びに他に類のない三者構成構造及び基準設定制度の利点を最大限に利用するため、ガバナンスや能力を強化するよう制度実務を見直し、調整すべきである」としている。ゆえに、国際労働機関と加盟国は、宣言の目的を促進し、最も効果的かつ効率的な方法でその合意を実行するため、国内的にも国際的にも利用できるあらゆる活動手段を動員しなければならない。

宣言は、各国の指導者や意思決定者に、国民及び国内の生産的な解決方法と結びつくバランスのとれたアプローチを示す一方で、国際レベルのガバナンスのために共通の基盤を提供する。また、社会・経済・環境の目標を結びつけ、国内政策において、また国際機関の間で、そして開発協力の中で、持続可能な開発のための政策の整合性に貢献する。この点において、密接に関連する分野を所轄する国際機関又は地域機関は、必要とされる統合的なアプローチを実施するにあたり重要な役割を果たすことができることを強調し、これらの機関に対してディーセント・ワークを促進するよう要請している。貿易政策及び金融市場政策はいずれも雇用に影響を与えるので、経済政策の中心に雇用を据えるという目的を達成するために、これら

の雇用への影響を評価することはILOの役割である、と述べている。宣言はまた、ILOの事業計画及び活動の効果を向上させるために、多国籍企業や世界レベルの産別労働組合など、非政府の主体及び経済的主体との新しいパートナーシップを発展させるよう求めている。

公正なグローバル化のための社会正義に関する宣言は、ILOに対する信頼を新たにした声明である。ILO憲章に具体化された価値や原則に立脚し、それらの価値や原則を21世紀の課題に合うよう強化している。ILOのビジョンや任務の妥当性を確信し、現代における責務を担うことに全力を尽くすことを表明している。宣言は、仕事の世界における不確実性が広がり、労働の権利の侵害が続き、グローバル化の行方に対する懸念が増し、国際機関がこれらの問題に協調してさらに取り組むことが求められる今、この時に採択された。とりわけ、人々の暮らしに影響を及ぼす経済社会政策に取り組む上で、政府・使用者・労働者の豊富で相補的な実際の経験と三者構成に基づくILOの他に類のない比較優位性と正当性を強調している。また、宣言は、合意形成の基礎として、社会対話に基づく手法を長く持続している強みを想起する。この強みは、対話が大変困難となっている世界で希望の兆しである。

公正なグローバル化のための社会正義に関する宣言は、フィラデルフィア宣言以来、国際労働機関の最も重要な再生を記すものである。宣言により、我々にはILOの能力を強化する歴史的な機会と責任が与えられる。宣言の願望を共有するすべての人々と共に、我々は、公正なグローバル化をもたらし、世界のあらゆる場所ですべての男女がディーセント・ワークに就くことができるよう、国内政策と国際政策を効果的に集約することができよう。我々は、世界中の人々、家族、地域社会のニーズを満たし希望をかなえるため、それを実現させる取組みに参加し、人間の尊厳と世界の繁栄をこれまで以上に尊重する方向に向かうことができるのである。

ファン・ソマビア  
ILO事務局長



## 公正なグローバル化のための社会正義に関するILO宣言

国際労働総会は、その第97回会期にジュネーブにおいて会合し、

新技術の普及、アイデアの伝播、商品やサービスの交換、資本や金融フローの増加、ビジネス活動と業務プロセスの国際化、対話及び人（特に働く男女）の移動の国際化を特徴とする現下のグローバル化が、仕事の世界を著しく変貌させていることに留意する：

- 一方で、経済協力と経済統合のプロセスは、多くの国が高度経済成長と雇用創出の恩恵を受け、地方の貧困層の多くを現代的な都市経済に吸収し、国の開発目標を前進させ、製品開発に係る革新とアイデアの循環を促進することに寄与してきた；
- 他方で、グローバルな経済統合のために、多くの国及び産業部門が、所得格差、高レベルの失業率と貧困の継続、外部ショックに対する経済の脆弱さ、保護されない仕事やインフォーマル経済の拡大という、雇用関係とそれが提供する保護に影響を及ぼす重要な課題に直面することとなった；

このような状況においては、すべての人にとってより多くの公正な成果を達成することが、社会正義への普遍的な願望を満たし、完全雇用に至り、開かれた社会とグローバル経済の持続可能性を確保し、社会的一体性を実現し、貧困及び拡大する不平等と闘うために、なおさら必要となることを認識し；

国際労働機関が、絶えず変化する環境の中で、進歩及び社会正義の推進と達成を助ける重要な役割を担うことを確信する：

— 21世紀においても十分に今日的な意義をもち続け、加盟国の政策に着想を与え、以下の趣旨、目的及び原則を含むILO憲章及びこれに附属するフィラデルフィア宣言（1944年）に記された任務に基づき：

- 労働は商品ではないこと及び一部の貧困は全体の繁栄にとって危険であることを確認する；
- ILOは、世界各国で、完全雇用及び生活水準の向上、最低限の生活賃金並びにすべての困窮者に基本収入を提供するための社会保障措置の拡大、そして、フィラデルフィア宣言に記述されたすべての他の目標を達成するための事業を推進する厳粛な義務を担うことを認識する；
- すべての国際経済政策及び国際金融政策を社会正義という基本的目標に照らして検証し考慮する責務をILOに付与する；

— 加盟国が、国際労働機関の任務の履行に際して、基本的権利（すなわち、結社の自由及び団体交渉権の実効的承認、あらゆる形態の強制労働又は義務的労働の撤廃、児童労働の実効的廃止、雇用及び職業における差別の撤廃）がもつ特段の重要性を認め、労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言及びそのフォローアップ（1998年）に依拠するとともに、これを再確認し；

グローバル化の課題への効果的な対応としてのディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）に対する、以下のような国際社会の認知に奨励される：

— コペンハーゲンの世界社会開発サミット（1995年）の成果文書；

— ILOが展開するディーセント・ワーク（働きがいのある人間ら



しい仕事)の概念に対し、世界レベル及び地域レベルにおいて繰り返し表明された広範な支持；

- 2005年の国連世界サミットにおいて、公正なグローバル化、並びに完全かつ生産的な雇用及びすべての人に対するディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）という目標が、関係する国内政策及び国際政策の中心目標として、各国政府首脳の普遍的支持を得たこと；

相互依存性と複雑性が高まり、生産活動が国際化する世界において、以下を確信する：

- 自由、人間の尊厳、社会正義、保障及び非差別という基本的価値は、持続可能な経済社会開発と効率性にとって不可欠なものであること；
- 国内外における政府及び代表的な労使団体の間の社会対話及び三者構成の実践は、国際労働基準などの手段を通じて社会的一体性や法の支配を構築し、解決を見出す上で、今日いっそう意義深いものとなっていること；
- 労働者に法的保護を与える手段としての雇用関係の重要性が、認識されるべきであること；
- 生産的で、収益をあげ、かつ持続可能な企業は、強い社会経済及び存続能力のある公共部門と並び、持続可能な経済開発及び雇用機会にとって枢要なものであること；
- 国際労働機関の目的を実現する上で、多国籍企業が果たす役割の拡大に注目する多国籍企業と社会政策に関する原則の三者宣言（1977年、改定済）が、とりわけ意義をもつこと；

現下の諸課題により、国際労働機関は、その取組みを強化し、憲

章上の目的を推進するためにあらゆる活動手段を動員することを求められていること、また、これらの取組みを効果的なものとし、グローバル化におけるILOの目的に到達することをめざす加盟国の取組みを支援するILOの機能を強化するために、国際労働機関が以下のことを行わなければならないことを認識する：

- ILOのディーセント・ワークの実現に向けた取組み及び4つの戦略目標に即し、これらの相乗効果に依拠しつつ、グローバルかつ統合的なアプローチを展開させるにあたり、整合性と連携を確保する；
- 既存の憲章上の枠組みや手続きを十分に尊重しつつ、制度実務及びガバナンスをより効果的かつ効率的なものとするために調整する；
- 構成員が、十分な三者協議に基づき、国レベルで表明したニーズに対応するための支援をする。これは、ILOの憲章上の目的に則して、これらのニーズへの対応に資する質の高い情報、助言及び技術プログラムの提供を通して行われる；
- ILOの基準設定政策を、仕事の世界におけるその意義を強化することにより、ILO活動の礎石として推進する。また、国際労働機関の憲章上の目的を実現する有用な手段としての基準の役割を確保する；

ゆえに、二千八年六月十日、本宣言を採択する。

## I. 対象範囲及び原則

総会は以下のことを認識し宣言する：

A. 加速する変化の下、ILO憲章に基づくILOの任務を国際労働基準による場合を含め実施するための、また、完全かつ生産的な雇用とディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を経済社会政策の中心に据えるための加盟国及び国際労働機関による関与と努力は、ディーセント・ワークの実現に向けた取組みとして、以下のように要約される4つの等しく重要な戦略目標に基づくべきである：

(i) 以下のことを可能にする持続可能な制度・経済的環境を創り出すことにより、雇用を促進すること：

- 個々人が、自己実現と共通の福利のための生産的な活動に従事するために必要となる能力と技能を身に付け、更新することができる；
- 官民を問わず、すべての企業が、成長し、より多くの雇用と収入の機会や、すべての人にとっての将来見通しをもたらすことができるよう、持続可能なものとなる；
- それぞれの社会が経済発展、良好な生活水準及び社会の進歩という目標を達成することができる；

(ii) 持続可能で、各国の状況に適合した社会的保護—社会保障及び労働者保護—の方策（以下を含む）を展開し強化すること：

- 必要とするすべての人に最低限の収入を提供する方策をはじめ、社会保障をすべての人に拡大し、その適用範囲と適用対象を、急速な技術的・社会的・人口学的・経済的变化から生じる新たなニーズと不確実性に適合させること；

- 健康で安全な労働条件；
- 賃金及び所得、労働時間その他の労働条件に関する政策で、すべての人に進歩の果実の公正な分配を保障し、かつ、最低生活賃金による保護を必要とするすべての被用者にこの賃金を保障することを意図するもの；\*

(iii) 以下の事項にとって最も適切な方法として、社会対話と三者構成主義を促進すること：

- 戦略目標の実施に関し、各国のニーズや状況に適合させること；
- 経済発展を社会進歩に、社会進歩を経済発展に転換させること；
- 雇用及びディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）の戦略とプログラムに影響を与える国内政策及び国際政策に係る合意形成を円滑にすること；
- 雇用関係の認定、良好な労使関係の促進及び効果的な労働監督制度の構築など、労働法及び制度を効果的なものとする事；

(iv) 以下に留意しつつ、すべての戦略目標の完全な実現に必要な権利及び促進的条件として特に重要である労働における基本的原則及び権利を尊重し、促進し、実現すること：

- 結社の自由及び団体交渉権の実効的な承認は、4つの戦略目標の達成を可能にするために特に重要であること；

---

\*編集者注：この原文を起草するにあたっては、1944年のILO総会で採択されたフィラデルフィア宣言第3条（d）と一致する文言を用いることが優先された。

- 一 労働における基本的原則及び権利の侵害は、正当な比較優位として援用その他利用されてはならず、また、労働基準は、保護貿易の目的に用いられてはならないこと。

B. 4つの戦略目標は不可分で、相互に関連し、支え合うものである。これらのうち、いずれか一つでも促進できないものがあれば、他の目標に向けた前進を阻害することとなる。その効果を最大化するため、これらの目標を促進する取組みは、ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）のためのグローバルで統合されたILOの戦略に組み込まれるべきである。男女平等と非差別は、上述の戦略目標において横断的な課題として考慮されなければならない。

C. 各加盟国がどのようにして戦略目標を達成するかは、各加盟国が、現存の国際的義務及び労働における基本的原則及び権利を前提としつつ、以下の事項等を考慮した上で決定すべきことである：

- (i) 国内の条件及び状況、代表的な労使団体が表明するニーズ及び優先事項；
- (ii) グローバル経済の下で従来になく顕在化している、すべてのILO加盟国間の相互依存、連帯及び協力関係；
- (iii) 国際労働基準の原則及び諸規定。

## II. 実施方法

総会はさらに、グローバル経済下において以下の状況があると認識する：

A. 本宣言の第I部を実施するためには、ILOが加盟国の取組みを

効果的に支援することが必要となる。このため、国際労働機関は、その人的及び財政的資源、並びに他に類のない三者構成構造及び基準設定制度の利点を最大限に活用するため、以下の観点で、ガバナンスや能力を強化するよう制度実務を見直し、調整すべきである：

(i) 以下のことを行うため、各戦略目標に係る加盟国のニーズ及びILO総会で繰り返し取り上げられる議題という枠組みの中で、これらのニーズに応えるための過去のILOの活動について、より良く理解すること：

- すべての活動手段を調整の上利用することにより、ILOがいかにして、より効率的にこれらのニーズに応えることができるかを確定すること；
- それらのニーズに応えるために必要な資源を確定し、適当な場合には、追加的な拠出・資源を誘導すること；
- 理事会及び事務局の任務遂行について指導すること；

(ii) 以下のことを行うため、技術協力及び専門的助言を強化し整備すること：

- 個々の加盟国が、適切な場合には、ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）国別計画を通じて、かつ、国連システムの枠組み内で、すべての戦略目標に向けて政労使三者で前進を図ろうとする取組みを支持し、支援すること；
- 意義があり整合性のとれた社会政策及び持続可能な開発を促進するために、必要に応じ政府及び代表的な労使団体の事業遂行能力を助けること；

(iii) 関係各国の任意協力により、グローバル化がもたらす好機及び課題にかかわる加盟国の意思決定に資する情報を提供することを目指し、実証的分析と具体的経験についての政労使三者による議論を通じて、戦略目標の相乗効果に関する知識の共有や理解を促進すること；

(iv) ILOにおける諸義務との整合性を前提とし、二国間又は多国間合意の枠組みにより共同して戦略目標を推進させることを望む加盟国に対し、求めに応じ、支援を提供すること；

(v) ILOの事業計画及び活動の効果を向上させ、何らかの適切な方法により協力を得、その他ILOの戦略目標を促進するために、多国籍企業、世界レベルの産別労働組合など、非政府の主体及び経済主体との新しいパートナーシップを発展させること。なお、これは、代表的な国内又は国際的労使団体との協議の上で行われる。

B. 同時に、加盟国は、社会経済政策を通じて、本宣言の第I部に概説したディーセント・ワークの実現に向けた取組みを網羅する戦略目標の実施のためのグローバルで統合された戦略の実現に貢献する主たる責務を負う。国内におけるディーセント・ワークの実現に向けた取組みの実施は、国内のニーズ及び優先事項に合わせて行われ、また、当該責務をどのようにして果たすかの決定は、加盟国が代表的な労使団体と協議した上で行うものである。加盟国は、当該責務を果たすため、特に以下のことを配慮する：

(i) ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）に向け、戦略目標を統合して追求するための諸優先事項に焦点をあてた国内戦略若しくは地域戦略、又はこれらの双方を採択すること；

(ii) 必要に応じてILOの支援を得ながら、進展状況を監視し評価するための適切な指標又は統計を策定すること；

- (iii) 中核的労働基準とされる条約・勧告並びにガバナンスの観点から最も重要とみなされる三者構成、雇用政策及び労働監督の分野の条約・勧告に特に力点を置きつつ、戦略目標ごとに漸進的な適用の拡大を達成する観点から、ILOの条約・勧告の批准又は実施状況を評価すること；
- (iv) 関係国際会議において加盟国政府を代表する立場と、本宣言の下でこれら政府がとる措置との間で、十分調整が行われるよう、適切な措置をとること；
- (v) 持続可能な企業活動を振興すること；
- (vi) 適切な場合には、ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）の要素を含む国内又は地域内の取組みの成功例から得られる国内及び地域における好事例について情報交換すること；
- (vii) 二国間、地域的又は多国間レベルで、資源が利用できる限り、本宣言に言及された原則及び目標を実施するための他の加盟国の取組みに対し、適切な援助を提供すること。

C. 密接に関連する分野を所轄する他の国際機関又は地域機関は、この統合的アプローチを実施するにあたり重要な貢献をすることができます。ILOは、各機関がその任務を完全に管理することに留意しつつ、ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進するようこれらの機関を促すべきである。貿易政策及び金融市場政策はいずれも雇用に影響を与えるので、経済政策の中心に雇用を据えるという目的を達成するために、これらの雇用への影響を評価することはILOの役割である。



### Ⅲ. 最終条項

- A. 国際労働事務局の事務局長は、本宣言が、すべての加盟国、及び加盟国を通じて代表的な労使団体、関連分野を所轄する国際レベル及び地域レベルの国際機関、並びにILO理事会が指定するその他の機関に、配布されるようにする。国内の政府及び労使団体は、それらが参加し又は代表されるすべての関連の場において本宣言を知らしめ、その他関係のあるあらゆる機関に普及させる。
- B. 理事会及び国際労働事務局の事務局長は、本宣言の第Ⅱ部の迅速な実施のために適切な方式を策定する責任を持つ。
- C. 本宣言の効果、特にその実施を促進するためにとられる措置の効果は、理事会が適切と認める時に、かつ、今後策定される方式に従い、ILO総会による評価の対象とされる。当該評価は、今後どのような活動が適切であるかについて分析することを目指す。



## 附属書

### 宣言のフォローアップ

#### I. 全体の目的及び範囲

1. このフォローアップの目的は、加盟国が、国際労働機関の憲章に基づく任務の実施にとって重要な4つの戦略目標を追求するという合意を実践するに際し、国際労働機関が支援する手段について言及することである。
2. このフォローアップは、憲章の下で国際労働機関に与えられたすべての活動手段を最大限に有効活用することを目指す。加盟国を支援するための手段のいくつかは、加盟国政府の報告義務を増加させることなく、ILO憲章第19条5(e)及び6(d)の適用に係る既存の様式の修正を伴う可能性がある。

#### II. 加盟国を支援するための国際労働機関の活動

##### *運営、資源及び対外関係*

- A. 事務局長は、国際労働機関が本宣言の下で加盟国の取組みを支援する手段を確保するために、必要に応じた理事会への提案を含むすべての必要な措置をとる。そのような措置は、宣言に記述されたILOの制度実務及びガバナンスの検討及び調整を含み、また、以下のことを促進する必要性を考慮すべきである：
  - (i) 国際労働事務局における効率的な運営のための整合性、連携及び協力；

- (ii) 政策立案及び実行に係る能力の向上及び維持；
- (iii) 効率的かつ効果的な資源の利用、管理手続及び制度的構造；
- (iv) 適切な能力・知識ベース及び効果的なガバナンス機構；
- (v) ILOの事業計画及び活動を強化し、その他ILOの目標を促進するための、国連システム内及び多国間枠組みにおける効果的なパートナーシップの促進；
- (vi) ガバナンスの観点から最も重要な基準の特定、更新及び促進。<sup>1</sup>

### *加盟国の現状及びニーズを理解し、これに応えること*

B. 国際労働機関は、以下のために、ILOの監視メカニズムに重複することなく、理事会が合意した方式に基づき、ILO総会で議論を反復する仕組みを導入する：

- (i) 各戦略目標に係る、加盟国の多様な現状及びニーズをより良く理解し、基準関連活動、技術協力、及び事務局の技術的機能や調査機能など、用いることのできるすべての手段をもって、より効果的に加盟国の現状及びニーズに応え、また、優先事項及び活動計画をそれらに適合させること；
- (ii) 計画、予算及びその他のガバナンスに係る決定に資する情報とするために、ILOの活動の成果を評価すること。

### *技術支援及び助言サービス*

C. 国際労働機関は、政府及び代表的な労使団体の求めに応じ、加盟国が統合的で整合性のある国内戦略又は地域戦略を通じて、戦

---

<sup>1</sup> 労働監督条約（1947年、第81号）、雇用政策条約（1964年、第122号）、労働監督（農業）条約（1969年、第129号）、三者の間の協議（国際労働基準）条約（1976年、第144号）及びその後更新されたリストにより特定された基準。

略目標に向けて前進を図るための取組みを実施するに際し、その任務の範囲内のすべての適切な支援を、特に以下によって提供する：

- (i) ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）の国別計画及び国連システムの枠組みの下、技術協力活動を強化し合理化すること；
- (ii) 各加盟国が、国内戦略を採択し、実施のための革新的なパートナーシップを模索するために、各加盟国より要求があれば、全般的な専門的知見及び支援を提供すること；
- (iii) 進展状況を効果的に評価し、他の要因や政策が加盟国の取組みに及ぼしうる影響を分析するための適切なツールを開発すること；
- (iv) 原資獲得努力も含め、開発途上国及び代表的な労使団体の特別なニーズ及び能力に対応すること。

### *調査研究、情報の収集と共有*

D. 国際労働機関は、戦略目標がどのように相互に作用し、また、社会的発展、持続可能な企業活動、持続可能な開発及びグローバル経済における貧困撲滅にどのように寄与するかについての調査研究、実証的知識及び理解を強化するため、適切な措置をとる。これらの措置には、以下の枠組みによる、国際レベル、地域レベル及び国内レベルでの政労使三者の経験及び好事例の共有化が含まれる：

- (i) 関係国の政府及び代表的労使団体の任意協力により特別に実施される研究；又は
- (ii) 関心のある加盟国が任意に設立又は参加しうる相互審査など

の共通の仕組み。

### Ⅲ. 総会による評価

- A. 本宣言の効果、特に、戦略目標の統合的な追求を通じて、加盟国の中で国際労働機関の趣旨及び目的の推進に果たす効果は、総会による評価の対象となる。評価は、総会議題の設定という枠組みの中で、時折、繰り返されることになる。
- B. 事務局は、本宣言の効果进行评估するための総会報告書を作成する。報告書には以下の情報が盛り込まれる：
- (i) 本宣言を受けてとられた活動又は措置。この情報は、ILOの活動、特に各地域における活動を通じて政労使三者により、又は、その他の信頼できる情報源により、提供される；
  - (ii) ILOの事業及び活動並びにそれらの効果も含め、戦略目標の追求に関連するガバナンス、能力及び知識ベースに係る事項についてフォローアップを行うために、理事会及び事務局がとった措置；
  - (iii) 本宣言が、他の関心のある国際機関についてもたらす可能性のある効果。
- C. 関心のある多国間機関は、効果の評価及び議論に参加する機会を与えられるものとする。その他の関心のある機関も、理事会の招きに応じ、出席し議論に参加することができる。
- D. 総会は、評価を踏まえ、更なる評価を行うことが望ましいか、他の適切な活動に関与する機会などについて、結論を導き出す。

上記は、ジュネーブで開催され、2008年6月13日に閉幕した第97回ILO総会において正式に採択された公正なグローバル化のための社会正義に関するILO宣言である。

これを誓い、2008年6月13日、ここに署名する。

総会議長

エドウィン・サラミン・ハエン

ILO事務局長

フアン・ソマビア

